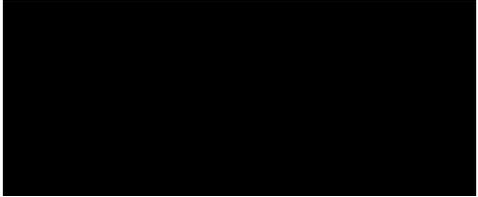


陳 情 一 覧 表

令和3年3月盛岡市議会定例会（令和3年2月22日）

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
1	R3.1.22	子育て支援に関する陳情	
2	R3.2.15	国立病院の機能強化を求める陳情	

子育て支援に関する陳情

令和3年1月22日

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

陳情者

子育て支援プロジェクト カタリ Bar

代表 吉澤 佳佳

住所:

連絡先:

氏名:

【陳情の趣旨】

- 1、子育てへの不安や期待を、子育て中の親や関心のある人でお互いに自由に話し合える場を積極的かつ継続的に行う。
- 2、話し合う際は個々のプライバシーと価値観に配慮し、その場に来ている参加者が安全かつ自由に自分のことを本音で話せるよう、ファシリテーターなどがしっかり場を見守るようになる。
- 3、「子育て」をその家族だけの問題とせず、人の成長と捉え地域や企業、教育機関との関わりをつねに模索する。

【陳情の理由】

私たちは（公財）いきいき岩手支援財団【いわて子ども希望基金】助成事業や盛岡市市民協働推進事業から助成金等をいただき、子育てについて本音で語り合う「子育て支援プロジェクト カタリ Bar」を立ち上げ、4年間で計20回の「語る場」をつくり出してきました。その活動を通して父親・母親から出てきた意見や感想から、普段子育てについてちゃんと話せていない、聴いてもらえていないという現状が明らかになりました。子育ての知識や手法は知っているけどそれについて共有や共感する機会がなく、常に不安を抱えている親が多かったです。

この活動をから持続可能な子育て支援と、子育てに住民が関心を持ち、市政に参画しやすくする「子育てメンター制度」のアイデアに考えました。この制度を事業化し、広く活用されることで子育て支援はもとより、住みやすい盛岡市の実現に寄与するものと考えています。

*メンター制度

職場における人材育成法の一つ。知識や経験の豊かな先輩社員（メンターmentor）と後輩社員（メンティmentee）が、原則として1対1の関係を築き、後輩社員のキャリア形成上の課題や悩みについて、先輩社員がサポートする制度で、メンタープログラムともいう。メンターは優れた指導者、助言者などを意味する英語である。

出所：コトバンク

陳情第 1 号



【子育てメンター制度】

○目的

子育てに不安を持つ親（産前産後）に対して、少し経験のある親が話を聞いてあげたり、アドバイスをする機会を作り、子育ての不安解消と子育て家族の地域参画を醸成する。

○狙い・想定される効果

- ・子育ての不安解消
- ・子育て中の親の孤独解消
- ・子育て家族のコミュニティ形成（繋がり、支え合い、情報共有等）
- ・メンティが数年後メンターとなり、持続可能な子育て支援が可能
- ・定期的なアンケートで子育ての現状と要望を正確に判断でき、市政へ反映
- ・市民参画型子育て支援

○特徴

メンターを育成し、ただ集まって話すのではなくメンターがファシリテーターとして積極的に語らせることを意識した場をつくる。通常のメンター制度は1対1ですが、一人のメンター（ファシリテーター）に複数の不特定のメンティがそのつど集まり、語る仕組みです。その活動に対し、会場費やお菓子代といった、必要経費を一定額支払う。その際、参加者名簿と内容報告を義務付ける。また、必要に応じて市から参加者にアンケート調査を依頼する。

イメージ



○運用方法（案）

市が委託事業としてNPO等団体に依頼する



団体は事業に興味のある家族に周知し、申し込みを図る

*1 開催につき運営側にも収入が入るようにする

例：市からの補助 3,500 円（団体収入 500 円 活動費 3,000 円）



定期的に事業説明とファシリテーター養成を行い、認定者にメンターとしての活動を許可する



メンターは活動をする場合、団体に申請し、許可された活動には経費を受け取る。活動内容やアンケートは団体がまとめ、市に報告する



ファシリテーターの質の向上のため、メンターは定期的な勉強会への参加を義務づける



市は報告内容を市民に公開する

以上

2021年2月15日

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

陳情者 全日本国立医療労働組合盛岡支部
(略称 全医労盛岡支部)

代表
住所
国立
連絡

国立病院の機能強化を求める陳情書

貴職におかれましては、常日頃から医療・福祉の充実にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

1 陳情の理由

戦後最悪といえる「COVID-19 (以下「新型コロナ」と表記)」感染拡大によって、日本の感染症対策のみならず医療体制そのもののぜい弱さが浮き彫りとなりました。

また、新型コロナ患者の受け入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになりました。このように経営問題等を考えれば、新興感染症の患者受け入れは公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状です。

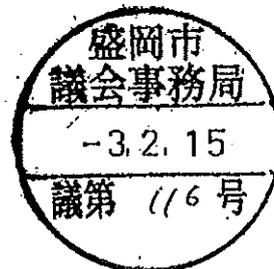
国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院 (以下「国立病院」と表記) の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要であると考えます。

また、新型コロナ蔓延時には、人工呼吸器やECMO (人工心肺装置) 等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや个人防护服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況になることがないように、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

2 陳情項目

国立病院の機能強化を図り、国が憲法25条に保障された国民の生存権を保障するとともに国の社会的使命を果たすよう、別紙意見書を決議いただき関係機関に提出いただけますよう要望いたします。

陳情第 2 号



以上

(別紙)

国立病院の機能強化を求める意見書(案)

貴職におかれましては、日頃より国民の医療・福祉の充実にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

戦後最悪といえる「COVID-19 (以下「新型コロナ」と表記)」の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制のせい弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院 (以下「国立病院」と表記) の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO (人工心肺装置) 等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

記

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ① 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。
 - ② 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
3. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

2021年 月 日

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿

〇〇〇議会 議長 △△ △△